

## 令和05年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。  
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。

受付印			
住所	(〒231-0023) 神奈川県横浜市中区山下町87-1クリオレミントンハウス山下公園1203号		
氏名	ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎		
整理番号	利用者識別番号 1621-0121-0792-6053		
受付日時	令和6年02月20日 10:18:47	受付番号	2024-0220-1018-4791-2313
税理士等 氏名・名称		税理士等 電話番号	( )
特記事項			

「別途提出」欄に 印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子 送信	提出 省略	別途 提出	送信（送付）書類名
			申告書第一表
			申告書第二表
			医療費控除の明細書（兼医療費通知の記載事項）
			医療費通知
			寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等
			公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

添付書類の 提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に 印のある書類
	提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

### 還付金の振込について

還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。

なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

236-8551

横浜市金沢区並木  
3丁目2番9号

東京国税局業務センター横浜南分室  
（横浜中税務署） 行

申告書等を持参される場合は、上記（ ）内の税務署へお持ちください。

横濱中 税務署長  
令和 6 年 2 月 20 日

# 令和 05 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の申告内容確認票

納税地	〒 231-0023	個人番号 (マイナンバー)	個人番号は印字されません				生年 月日	3	3	5	0	6	2	7					
現在の住所 又は 居所 事業所等	神奈川県横浜市中区山下町87 - 1 クリオレミントンハウス山 下公園1203号				フリガナ	ムナカタ ヒサオ													
令和 6 年 1 月 1 日 の住所	同上				職業	会社員		屋号・雅号	世帯主の氏名		宗像 尚郎			世帯主との続柄	本人				
振替継続希望	種類	青色	分離	画	出	損	失	修正	特	農	特	農	理	番	号	電話 番号	自宅・勤務先・携帯	080-5433-7359	
収入金額等	事業等	区分	ア																
	業	区分	イ																
	業	区分	ロ																
	不動産	区分1	ウ																
	配当	区分	エ																
	給与	区分	オ																16543555
	公的年金等	区分	カ																
	業務	区分	キ																672952
	その他	区分	ク																
	総合譲渡	短期	ケ																
長期	ク																		
一時	サ																		
所得金額等	事業等	①																	
	業	②																	
	不動産	③																	
	利子	④																	
	配当	⑤																	
	給与	⑥																14593555	
	公的年金等	⑦																	
	業務	⑧																672952	
	その他	⑨																	
	⑦から⑨までの計	⑩																	672952
総合譲渡・一時	⑪																		
計	⑫																	15266507	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬																1825925	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭																	
	生命保険料控除	⑮																90000	
	地震保険料控除	⑯																20892	
	寡婦・ひとり親控除	⑰-⑱																0000	
	勤労学生・障害者控除	⑲-⑳																0000	
	配偶者(特別)控除	㉑-㉒																0000	
	扶養控除	㉓																0000	
	基礎控除	㉔																480000	
	⑬から㉔までの計	㉕																2416817	
雑損控除	㉖																		
医療費控除	㉗																	1627678	
寄附金控除	㉘																	343000	
合	㉙																	4387495	
税額の計算	課税される所得金額 (⑫-㉙)又は第三表 上の㉚に対する税額 又は第三表の㉛	⑳																10879000	
	配当控除	㉜																	
	特定増改築等 住宅借入金等 特別控除	㉝																00	
	政党等寄附金等特別控除	㉞																9600	
	住宅耐震改修 特別控除等	㉟																	
	差引所得税額 (㉚-㉜-㉝-㉞-㉟)	㊱																2044470	
	災害減免額	㊲																	
	再差引所得税額(基準所得税額) (㊱-㊲)	㊳																2044470	
	復興特別所得税額 (㊳×2.1%)	㊴																42933	
	所得税及び復興特別所得税の額 (㊳+㊴)	㊵																2087403	
外国税額控除等	㊶																		
源泉徴収税額	㊷																2602163		
申告納税額 (㊵-㊶-㊷-㊸)	㊹																-514760		
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㊺																		
第3期分 の税額 (㊹-㊺)	㊻																00		
還付される税金	㊼																△	514760	
修正申告	㊽																		
第3期分の税額の増加額	㊾																	00	
その他の	公的年金等以外の 合計所得金額	㊿																15266507	
	配偶者の合計所得金額	㊽																	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊿																	
	青色申告特別控除額	㊽																	
	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	㊿																67963	
	未納付の源泉徴収税額	㊽																	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊿																	
	平均課税対象金額	㊽																	
	変動・臨時所得金額	㊿																	
	延届納 の出	申告期限までに納付する金額	㊿															00	
延納届出額	㊽																0000		
還付される 税金の所	三菱UFJ	銀行 金庫・組合 農協・漁協	横浜	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局 名等	預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	3923940	記号番号						
公金受取口座登録の同意	<input type="checkbox"/>	公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/>																

第一表

(単位は円)

④・⑤・⑨・⑪又は⑫の記入をお忘れなく。

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。  
この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(  加算税  予定納税  還付金振込 )

整理番号

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票

第二表

神奈川県横浜市中区山下町87-1クリオレミントンハウス山下公園1203号  
住所  
氏名 ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬ 源泉徴収票のとおり	1,825,925 円	円
⑮ 新生命保険料	286,736 円	0 円
旧生命保険料	144,432	0
新個人年金保険料	0	0
旧個人年金保険料	0	0
介護医療保険料	643,564	0
⑯ 地震保険料	20,892 円	0 円
旧長期損害保険料	0	0

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与		ルネサスエレクトロニクス株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番24号	16,543,555 円	2,534,200 円
雑(業務)	原稿料	CQ出版株式会社 神奈川県横浜市中区山下町87-1-1203	662,552	67,645
雑(業務)	講演料	国立大学法人 電気通信大学 神奈川県横浜市中区山下町87-1-1203	10,400	318

⑭ 源泉徴収税額の合計額 2,602,163 円

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑪)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

本人に関する事項  寡婦  ひとり親  勤労学生  障害者  特別障害者  
 死別  生死不明  年調以外かつ専修学校等  
 離婚  未帰還

雑損控除に関する事項 (⑫)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

損害金額 円 保険金などで補填される金額 円 差引損失のうち災害関連支出の金額 円

寄附金控除に関する事項 (⑬)

寄附先の名称等	福岡県飯塚市 8000020402052、大阪府泉佐野市 8000020272132、福岡県飯塚市 8000020402052 ほか	寄附金	345,000 円
---------	--	-----	-----------

特例適用条文等 措法41の18の3

配偶者や親族に関する事項 (⑭～⑯)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明・大昭・平・令	障 特障	年調	16 別居	調整

事業専従者に関する事項 (⑰)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明・大昭・平		円
			明・大昭・平		

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	345,000 円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
			明・大昭・平		障 特障	調整	寡婦 ひとり親

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など				

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 国外 所得税で控除対象配偶者氏名 給与 円

税理士署名・電話番号

税理士法曹番号  
30番 33第02

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和4年分以降用)

(令和05年分)

氏名 宗像 尚郎

この明細書は、確認用です。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	円	24,000
	以外の寄附金の額		345,000
	+		369,000
所得金額の合計額			15,266,507
	× 40%		6,106,602

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
日本ユニセフ協会	5・12・31	24,000 円
・	・	
・	・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑫の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

-	(赤字のときは0)	円	5,761,602
とのいずれか少ない方の金額			24,000
2千円 -	(赤字のときは0)		0
( - ) × 40%	(100円未満の端数切捨て)		9,600
令和5年分の所得税の額			2,054,070
× 25%	(100円未満の端数切捨て)		513,500
公益社団法人等寄附金特別控除額 (とのいずれか少ない方の金額)			9,600

申告書第一表の⑳の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(㉓~㉗欄)に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の㉑の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の㉒の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

# 令和 05 年分 医療費控除の明細書【内訳書】(確認用)

## (兼医療費通知の記載事項)

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 神奈川県横浜市中区山下町 87-1 クリオレミントンハウス山  
下公園 1203号

氏名 宗像 尚郎

### 1 医療費通知( )に記載された事項

医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者の氏名、療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ㉞ 130,878	円 ㉟ 130,878	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて入力することができます。上記1に入力したものについては、入力しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000 円	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	792,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	792,000	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,100	
宗像尚郎	水口インプラントセンター	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,100	
宗像尚郎	JR(三鷹-新宿) 往復10回	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	4,600	
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			A 次業合計 ㉞ 1,596,800	B 次業合計 ㉟

医療費の合計	A (㉞+㉟) 円 1,727,678	B (㉟+㉟) 円
--------	------------------------	-----------

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円 1,727,678
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円) 1,727,678
所得金額の合計額	15,266,507
D × 0.05	(赤字のときは0円) 763,325
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円) 1,627,678

A	申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・ 退職所得及び山林所得がある場合... その所得金額 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合... その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉞の金額を転記します。
B	
C	
D	
E	
F	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。
G	

この明細書は、確認用です。